

人事院勧告について

1. 人事院勧告の目的

人事院勧告制度は、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本としつつ国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保することを目的としている。

2. 令和2年度の人事院勧告の内容

①俸給表（改定なし）

民間給与との格差（ $\Delta 0.05\%$ ）が極めて小さく、俸給表の適切な改定が困難であることから改定を行わない。

②賞与

民間の支給割合に見合うよう引下げ

（4.5月分→4.45月分 期末手当で $\Delta 0.05$ 月分引下げ）

※特別職に適用する支給割合も引下げ（2.95月分→2.90月分）

過去5年間の人事院勧告に基づく改定について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
俸給表	+0.12% (H28.4遡及適用)	+0.13% (H29.4遡及適用)	+0.16% (H30.4遡及適用)	+0.10% (H31.4遡及適用) ※若年層を重点に国の人事院勧告に準じて引上げ	改定なし
期末・ 勤勉手当	一般職 4.20月→4.30月 (勤勉手当+0.10月) 特別職 改定なし	一般職 4.30月→4.40月 (勤勉手当+0.10月) 特別職 改定なし	一般職 4.40月→4.45月 (勤勉手当+0.05月) 特別職 改定なし	一般職 4.45月→4.50月 (勤勉手当+0.05月) 特別職 改定なし	一般職 4.5月→4.45月 (期末手当△0.05月) 特別職 2.95月→2.90月 (期末手当△0.05月)
その他	扶養手当の改正 (主なもの) (H29.4.1から段階的に配偶者の手当を減額し子に係る手当額を引き上げ) ・現行 配偶者：13,000円、子：6,500円 ・H29.4から 配偶者：11,500円、子：7,500円 ・H30.4から 配偶者：9,500円、子：8,500円 ・H31.4から 配偶者：7,500円、子：9,500円 ・R2.4から 配偶者：6,500円、子：10,000円		宿日直手当の改正 (通常の宿日直勤務 4,200円→4,400円)		

令和2年度人事院勧告による影響額

		現行	改定後	影響額
町長	給料（月額）	809,000	809,000	0
	期末手当（年額）	3,460,498	3,401,845	-58,653
	合計年収	13,168,498	13,109,845	-58,653
副町長	給料（月額）	590,000	590,000	0
	期末手当（年額）	2,523,725	2,480,950	-42,775
	合計年収	9,603,725	9,560,950	-42,775
教育長	給料（月額）	536,000	536,000	0
	期末手当（年額）	2,292,740	2,253,880	-38,860
	合計年収	8,724,740	8,685,880	-38,860
議長	給料（月額）	371,000	371,000	0
	期末手当（年額）	1,258,617	1,237,284	-21,333
	合計年収	5,710,617	5,689,284	-21,333
副議長	給料（月額）	322,000	322,000	0
	期末手当（年額）	1,092,385	1,073,870	-18,515
	合計年収	4,956,385	4,937,870	-18,515
議員	給料（月額）	302,000	302,000	0
	期末手当（年額）	1,024,535	1,007,170	-17,365
	合計年収	4,648,535	4,631,170	-17,365

期末手当率	2.95	2.90
-------	------	------